

(過去5年間の未収金の推移)

(単位:千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	90,963	85,387	82,440	78,606	76,633
未収金額	13,654	13,718	12,543	11,710	9,826
(うち滞納繰越)	(12,563)	(12,594)	(11,966)	(11,138)	(9,393)
未収率	15.0%	16.1%	15.2%	14.9%	12.8%

(参考) 不納欠損の状況

(単位:千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
不納欠損額	397	376	419	904	1,372

エ 監査実施機関

障害福祉課

オ 未収金回収の取組状況

(7) 滞納整理は、障害福祉課在宅支援係と地方事務所福祉課が連携し、文書による通知(督促状及び履行催告書の送付)、電話催告、戸別訪問を行っている。なお、3か月以上の滞納者については、原則として「相談納付指導等調査票」を作成している。

平成17年11月に「長野県心身障害者扶養共済掛金督促等取扱要領」を作成し、督促、相談、指導、履行催告を同要領に沿って行うようになったため滞納が減少してきている。

(4) 時効期間が経過したものは不納欠損処理を行っている。

(ウ) 制度加入時に、脱退する場合であっても脱退月までは納付義務があること、滞納がある場合は年金等給付金の受給ができないことを説明している。また、滞納者に対しては、加入継続意思の早期確認、納付計画の相談等を行っている。

(エ) 掛金の納付が見込めないときは、加入者としての地位を喪失させる措置がとれる。

カ 問題点・改善点等

(7) 滞納者の資力等の調査を十分に実施し、支払能力がある者については時効期間が経過しないように時効中断の措置を講ずること。なお、時効期間が経過している債権については不納欠損処理を適切に行う必要がある。

(4) 県は加入者との共済契約により毎月掛金を徴収し、独立行政法人福祉医療機構との保険契約により加入者の掛金相当分の保険料を支払うこととなっており、加入者が掛金を未納付の場合であっても結果的に県が立て替えて機構に支払う形となっている。

例えば当該未納額に相当する部分については、国、独立行政法人福祉医療機構もその一部を負担するよう制度改正を要望するなど、できるだけ不納欠損を生じないような方策を検討すること。

(3) 総合リハビリテーションセンター使用料(所管部局 社会部)

ア 債権の内容

障害者支援施設使用料(自立支援法介護給付費等)及び病院使用料(診療費)に係る債権

イ 根拠法令等

障害者自立支援法

医療法

長野県立総合リハビリテーションセンター条例

ウ 未収金の状況

平成15年4月に支援費制度が開始され徴収方法が変更になったこと、平成18年4月に自立支援法に移行し、自己負担額の基準が増額変更されたことなどにより、未収金額が増加し、平成19年度末においては4,122千円(38人、148件)となっている。

(過去5年間の未収金の推移)

(単位:千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	1,081,722	1,115,814	1,049,298	1,287,510	1,348,299
未収金額	1,153	2,513	3,401	4,108	4,122
(うち滞納繰越)	(1,005)	(1,031)	(2,421)	(2,405)	(3,022)
未収率	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%

エ 監査実施機関

総合リハビリテーションセンター

オ 未収金回収の取組状況

(7) 障害者支援施設使用料、病院使用料の各未収金の回収について、総合リハビリテーションセンターの職員が1名ずつ担当している。

(4) 平成19年度に「総合リハビリテーションセンター未収金取扱要領」を作成し、福祉施設、医療、更生相談業務部門の職員も協力し、未収金発生防止及び早期回収並びに適正な債権管理に取り組んでいる。

- (ウ) 未収金状況は収入未済一覧表により整理し、滞納整理の実施状況は滞納整理票により整理しているが、資産状況等については把握されていない。
- (エ) 時効とならないよう分納等により徴収しており、不納欠損処理は行っていない。
- (オ) 入院予定者には連帯保証人を付ける、入所継続している者の負担金は入所中に納付を促す、窓口での徴収を原則として後日の支払いを極力無くすなどの対応をしている。

カ 問題点・改善点等

- (7) 滞納者が全県に及ぶこと、事務職員の減員により担当職員が滞納整理に充てられる時間が少なくなったことなどから、訪問による滞納整理を行うことは難しい状況にあるので、関係職員が連携して効率的な未収金回収及び発生防止に努める必要がある。
- (イ) 消滅時効の期間は、障害者支援施設使用料が5年、病院使用料が3年であるので、時効期間の違いによる債権管理、法的措置、不納欠損処理の事務処理について検討し、取扱要領に記載すること。

(4) 児童福祉施設入所負担金（所管部局 社会部）

ア 債権の内容

児童福祉法の規定により、保護者が様々な事情で児童を養育できない場合などに、その措置として当該児童を児童福祉施設に入所させたときに、扶養義務者からその負担能力に応じて徴収する入所費用に係る債権

イ 根拠法令等

児童福祉法

ウ 未収金の状況

平成19年度末の未収金額は70,129千円（456人）で、生活の不安定な者が多く、また虐待による入所者も増加していることから、年々増加している状況である。

〔過去5年間の未収金の推移〕

（単位：千円）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	100,254	101,874	99,232	95,290	97,476
未収金額	70,786	68,600	67,803	67,667	70,129
（うち滞納繰越）	(58,341)	(57,300)	(54,443)	(55,089)	(56,274)
未収率	70.6%	67.3%	68.3%	71.0%	71.9%

（参考）不納欠損の状況

（単位：千円）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
不納欠損額	10,197	12,441	12,995	12,110	10,380

エ 監査実施機関

こども・家庭福祉課

オ 未収金回収の取組状況

- (7) こども・家庭福祉課こども・家庭係職員（市部担当）及び福祉事務所職員（郡部担当）が他の業務を兼ねながら「児童福祉施設入所負担金徴収事務取扱要領」により、随時電話・訪問による滞納整理を行っている。
- (イ) 督促は、納期限20日以内にこども・家庭福祉課から発送し、年4回催告書をこども・家庭福祉課から発送しているが、生活が不安定な者が多いことや虐待等の入所者（全体の約4割）については保護者の同意は取れてもその措置に完全に納得していないこと等で負担金の徴収が難しい状況である。
- このため、現年度分の徴収率は53.5%にとどまっている。
- (ウ) 滞納整理に当たって、滞納整理票、家庭状況カードにより滞納経過が整理されている。郡部については施設入所者負担金整理票を福祉事務所に送付（3か月毎）し、徴収事務を行っている。こども・家庭福祉課、福祉事務所は、児童の家庭とのつながりが少ないため児童相談所との連携により実施している。
- (エ) 児童相談所において、児童の入所時に保護者に対し負担金の説明を徹底し、理解を求め、納入については口座振替を勧めている（口座振替率約27%）。

カ 問題点・改善点等

- (7) 児童相談所と福祉事務所及びこども・家庭福祉課とが定期的に必要な情報交換を行い、滞納実態に応じた効果的な徴収事務を進める必要がある。
- (イ) 入所の経過から生じる親と県との関係を考慮し、徴収業務の一部を外部委託するなどの検討が必要である。
- (ウ) 市部に係る負担が多いことから、業務分担の見直しを検討する必要がある。

(5) 児童扶養手当過払返納金（所管部局 社会部）

ア 債権の内容

母子家庭等に支給される児童扶養手当の受給資格が年金の支給開始や再婚等により失われたにもかかわらず、届出等がなかったため受給された手当の過払金に係る債権

イ 根拠法令等

児童扶養手当法

ウ 未収金の状況

平成19年度末の未収金額は19,446千円(100人)となっている。

〔過去5年間の未収金の推移〕

(単位:千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	30,191	25,902	30,105	26,996	28,571
未収金額	20,565	21,523	20,103	22,043	19,446
(うち滞納繰越)	(16,537)	(19,258)	(19,522)	(19,107)	(16,071)
未収率	68.1%	83.1%	66.8%	81.7%	68.1%

(参考) 不納欠損の状況

(単位:千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
不納欠損額	0	41	690	0	4,918

エ 監査実施機関

こども・家庭福祉課

オ 未収金回収の取組状況

(7) こども・家庭福祉課職員及び地方事務所福祉課職員が他の業務を兼ねながら債権の管理・回収を行っている。「児童扶養手当債権管理事務取扱要領」により、地方事務所福祉課職員による電話催告、戸別訪問(随時)及びこども・家庭福祉課職員による毎月の夜間滞納整理(各地方事務所へ出向く)を実施している。

(4) 督促状は、毎月中旬にこども・家庭福祉課から発送している。延滞金は県税外収入金の延滞金徴収条例により徴収できるが、取扱要領の規定により免除している。催告書(様式は任意)については、地方事務所福祉課から滞納の状況に応じて随時発送している。

(7) 滞納整理の実施状況は、児童扶養手当返納金滞納整理票により各地方事務所で行っている。資産状況等については、滞納者本人からの聞き取りなどにより情報を収集しているが、十分には把握されていない。

(エ) 債権の分類については、「納期内に納入がある」「毎月納入がある」「年数回納入がある」「全く納入がない」等のレベルで管理されている。

(オ) 平成19年度は、滞納者の所在不明などによる不納欠損処理(4,918千円、23名)が行われている。

(カ) 児童扶養手当と公的年金との併給を認めるよう国への要望を行っている。

カ 問題点・改善点等

(7) 年金等の支給が承認されると遡及し支給になることから、的確な情報収集により支給日を把握し滞納整理を行うなど、迅速な対応が必要となるので、関係機関との一層の連携のため情報交換を行う機会を設ける必要がある。

(4) 催告書等様式を作成し徴収に係る効率化を図る必要がある。

(7) 全く納入のない者については、町村及び地方事務所と連携を取り早期に納入を図る必要がある。

(6) 母子寡婦福祉資金貸付金〔特別会計〕(所管部局 社会部)

ア 債権の内容

母子及び寡婦福祉法に基づく修学資金、生活資金、住宅資金などの貸付金の償還及び過払金に係る債権

イ 根拠法令等

母子及び寡婦福祉法

長野県母子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領

ウ 未収金の状況

年々未収金額が増加しており、平成19年度末の未収金額は200,112千円(835人)で、その内訳は、修学資金56.2%、修学支度金11.6%、住宅資金7.7%、事業開始資金7.5%、生活資金6.9%、その他10.1%となっている。

(過去5年間の未収金の推移)

(単位:千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	398,584	410,248	437,410	478,661	501,284
未収金額	124,360	144,822	169,281	187,639	200,112
(うち滞納繰越)	(84,056)	(114,940)	(133,628)	(154,082)	(166,496)
未収率	31.2%	35.3%	38.7%	39.2%	39.9%

(参考) 不納欠損の状況

(単位:千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
不納欠損額	117	0	0	0	156

エ 監査実施機関

こども・家庭福祉課

オ 未収金回収の取組状況

(7) こども・家庭福祉課職員、地方事務所福祉課職員が他の業務を兼ねながら徴収事務を行っている。

督促状は履行期限後20日以内にこども・家庭福祉課から発送される。催告書は年2回(5月、1月)送付されている。

(イ) 悪質な滞納者については、「長野県母子寡婦福祉資金償還金支払督促申立要領」に基づき、簡易裁判所による支払督促を実施した(19年度2件)。

(ウ) 滞納整理の実施状況は、「母子寡婦福祉資金の滞納者状況調」により整理されているが、資産状況等については、十分には把握されていない。

(エ) 違約金については、母子及び寡婦福祉法施行令第17条及び取扱要領の規定により徴収を行っている。

(オ) 当該債権について、「2か月以内に納入」「2か月以上6か月以内の滞納」「6か月以上の滞納1年以上償還がない」「不納欠損処分予定」と細かく整理され、管理されている。

(カ) 当該債権は、修学資金の貸付金が全体の約8割を占め滞納額も約6割近くを占めている。この貸付金は子供も連帯債務者となるため、貸付申請段階で子供が償還意識を持つよう指導している。

また、新規借入者は原則として口座振替による償還とし、申請書には申請者と連帯保証人の所得証明書の添付を義務付けて、滞納時への早期対応を図っている。

カ 問題点・改善点等

未収金の回収等について、個々の滞納者の状況に応じた対応方法を十分に検討・整理し計画的かつ効率的に実施する必要がある。

(7) 生活保護費返還金(所管部局 社会部)

ア 債権の内容

生活保護法により生活保護費を扶助された者(以下「被保護者」という。)が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたとき(生活保護法第63条)、不実の申請等により保護を受けたとき(生活保護法第78条)などにおける被保護者からの保護費の返還金に係る債権

イ 根拠法令等

生活保護法

ウ 未収金の状況

平成19年度末の未収金額は4,351千円(20人)で、4地方事務所未収となっている。そのうち上伊那地方事務所約6割を占めているが、これは大口の滞納者(上伊那地方事務所未収分の約8割を占める)が1人いることによるものである。

(過去5年間の未収金の推移)

(単位:千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	10,882	12,961	28,820	15,336	13,880
未収金額	612	712	4,345	4,127	4,351
(うち滞納繰越)	(129)	(479)	(569)	(3,169)	(3,869)
未収率	5.6%	5.5%	15.1%	26.9%	31.3%

(参考) 不納欠損の状況

(単位:千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
不納欠損額	0	0	0	0	11

エ 監査実施機関

上伊那地方事務所(福祉課)

オ 未収金回収の取組状況

(7) 上伊那地方事務所の福祉課では、「生活保護費返還金の滞納整理の手順」を作成し、それにより滞納者に対して随時返還指導を行っている。福祉係（5人のうち3人がケースワーカー）では、滞納者に対する対策などの検討を行い、年2回の滞納整理を実施し徴収に努めている。

(4) 督促は、履行（納入）期限後約1か月の間に電話、訪問による返還指導を行い、なお納入されない者に対し督促状を発送しており、20日以内（財務規則第247条）には行われていなかった。

(9) 生活保護費返還状況確認票により滞納者の現況、債権総額、還付状況、滞納整理等の経過、相続人の状況などが整理されている。資産状況等については生活保護申請時に町村が記入する。

また、同時に滞納者から同意書を取っているため預金等の資産調査を行っている。

(1) 未収金の回収等に当たって、滞納者の状況に応じた対応方法が整理（徴収可能、分納中、不納欠損処理予定等）されている。本債権は、滞納者の資産状況が厳しく回収困難となる可能性が高いことから、返還金の発生防止が何より重要である。このため、被保護者の収入状況や生活実態の的確な把握に努めるため、町村との連携をより一層図ることが必要である。

カ 問題点・改善点等

(7) 年金の週及支給の場合など支給日を把握し、迅速に滞納整理をする必要がある。滞納者の収入状況についての的確な情報収集をするために、関係機関との一層の連携が望まれる。

(4) 収入について、被保護者の報告義務はあるが、高齢者、障害者が多く徹底されていないため、訪問等により一層の周知を図ることが必要である。

(9) 財務規則第247条の規定により履行期限後20日以内に督促状を発送すること。

(8) 看護職員修学資金貸付金（所管部局 衛生部）

ア 債権の内容

看護師、助産師、保健師及び准看護師を養成する学校又は養成所の在學生で、修学資金の貸付を受けた者が、貸付金の返還を免除されない病院等（県内の病床数200床未満の病院や診療所等以外）へ就業した場合や学校等を退学した場合の返還金に係る債権

イ 根拠法令等

長野県看護職員修学資金貸与規程

ウ 未収金の状況

規程の改正により債務が免除される病院等の要件が厳しくなってきたため、貸付けを受ける者の人数は減少してきている。未収金額は平成17年度から増加し、平成19年度末では8,217千円（16人）となっている。

〔過去5年間の未収金の推移〕

（単位：千円）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	71,596	65,158	58,948	54,928	45,689
未収金額	914	911	3,022	6,406	8,217
（うち滞納繰越）	(692)	(806)	(687)	(1,292)	(5,215)
未収率	1.3%	1.4%	5.1%	11.7%	18.0%

エ 監査実施機関

医療政策課

オ 未収金回収の取組状況

(7) 医療政策課看護係の職員1名が他の業務を兼ねながら債権の管理・回収業務を行っている。毎年の貸付は新規・継続合計で200名前後になるため、貸付や返還金の管理の事務量が相当部分を占め、債権の回収業務に充てられる時間は限られている。

(4) 貸付は「長野県看護職員修学資金貸付規程」により行われているが、滞納が発生した後の債権回収の手順や根拠を示す規定・マニュアルは作成されていない。

(9) 滞納者毎の債権額は「長野県看護職員修学資金返還債務発生決議書」により管理されているが、個人毎の滞納整理票などはなく、滞納者との交渉の経過はあまり記載されていない。滞納者の住所や電話番号の変更はこの決議書にメモ書きされている。

(1) 債権の回収のために年4回の催告書の送付と電話による催告を行っている。

(4) 貸与に当たり2人の連帯保証人を立てているが、近年、連帯保証人に対して請求した例はない。

(9) 債務者の資力や生活の状況等は電話等で概要を把握しているが、それ以上の資産や収入の調査を行うことは本人の同意を要するため事実上困難となっている。

カ 問題点・改善点等

(7) 債権を管理・回収するための手順・マニュアル等を策定し、段階的、効率的で実効性のある滞納整理を行う必要がある。

(4) 督促状の様式を法令等に従って整備すること。

(9) 長期間に渡って納入がない場合は、文書の送付や電話連絡だけでなく、直接本人に面接し、返済計画を立てさせ、分納の誓約書等を徴するなど、より積極的に滞納整理を実施する必要がある。

(1) 本人からの償還が滞った場合は、連帯保証人に請求する必要がある。

(4) 滞納者個人毎の整理票を作成し、徴収の経過を明らかにしておく必要がある。

(9) 中小企業高度化資金貸付金〔特別会計〕(所管部局 商工労働部)

ア 債権の内容

中小企業者が事業協同組合等を組織し、事業の共同化、工場及び店舗の集団化等の中小企業構造の高度化、あるいは新商品・新技術等の開発、企業化、需要の開拓などの新事業の開拓に必要な資金の貸付金の償還に係る債権

イ 根拠法令等

長野県中小企業高度化資金貸付規程

ウ 未収金の状況

高度化資金貸付金の新規の貸付けは平成17年度から休止されているが、経済状況の悪化等に伴って約定償還が滞り、新たな滞納が発生している。平成19年度末では1,011,293千円(19件)となっている。

滞納繰越分のうち収入となっているものは主に分納によるもので、貸付先の経営破綻や事業の不振により多額の償還は見込めないため、未収率は高くなっている。

〔過去5年間の未収金の推移〕

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額	2,073,283	1,520,496	1,477,237	2,102,535	1,649,585
未 収 金 額	991,553	987,445	984,271	1,014,687	1,011,293
(うち滞納繰越)	(813,587)	(987,445)	(984,271)	(981,695)	(1,011,293)
未 収 率	47.8%	64.9%	66.6%	48.3%	61.3%

(参 考) 不納欠損の状況

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
不納欠損額	2,075	238	0	0	0

エ 監査実施機関

経営支援課、上小地方事務所(商工観光課)、長野地方事務所(商工観光課)

オ 未収金回収の取組状況

(7) 経営支援課は3人、地方事務所は各所1人が他の業務を兼ねながら債権の管理・回収業務を担当している。すべての職員が他の業務との兼務であり、この債権の管理・回収に多くの時間を充てることは困難な体制にある。

(4) 滞納繰越となった債権の管理・回収は地方事務所で行っているが、民法や民事執行法等の専門的な知識と実務の経験が求められ、担当者が数年で替わる状況では、継続的で効果的な債権回収は難しい。過去からの書類をみると、担当者によって滞納整理の実施状況に差が見られた。

また、長期滞納債権が多いことから、法定相続人の確認や債務者への折衝等に苦慮している。

(7) 経営支援課は、地方事務所が担当している個々の滞納債権毎に、その管理・回収の状況を確認し、処理方針について指導・助言を行っているほか、地方事務所担当者に対する債権管理・回収研修会を年1回程度開催するなど、地方事務所が行う滞納整理業務への支援を行っている。

(イ) 債権回収のためのマニュアルとして「中小企業高度化資金等債権管理取扱要領」が定められており、債権の分類(「1 正常債権」「2 要管理債権」「3 危険債権」「4 破産更生債権」)、回収の方法、担保の処分、条件の変更、不納欠損などについて詳細に規定されている。

高度化資金については、平成19年度から、独立行政法人中小企業基盤整備機構の費用負担により、債務者の経営・財務内容等の調査、回収の可能性、回収方法の検討等を内容とする債権調査業務を債権回収専門機関(サービサー)に委託している。

平成20年度からは、この調査結果を受けて、県単で、債務者等に対する回収交渉や担保権実行等の債権回収業務を当該サービサーに委託するなどの取り組みを行っている。

サービサーへの業務委託は、回収額の増額が図られるなど一定の成果が得られており、滞納債権処理の一層の迅速化・効率化に資すると思われる。

カ 問題点・改善点等

平成13年に制定された「中小企業高度化資金等債権管理取扱要領」では滞納者の生活状況や資産の状況、交渉の経過を記録する「滞納整理記録表」が定められている。しかし、昭和30年代からの長期滞納債権については、この記録表が整備されていないものが見受けられた。担当者が替っても状況を把握できるよう、過去の滞納債権についても「滞納整理記録表」を作成し、経過を整理する必要がある。

(10) 中小企業設備近代化資金貸付金〔特別会計〕(所管部局 商工労働部)

ア 債権の内容

中小企業の設備の近代化に必要な資金の貸付金の償還に係る債権

イ 根拠法令等

長野県中小企業設備近代化資金貸付規程

ウ 未収金額の状況

設備近代化資金貸付金の制度は平成11年度に廃止されているが、経済状況の悪化等に伴い、約定償還が滞り新たな滞納が発生している。平成19年度末では85,033千円(27件)となっている。

滞納繰越分のうち収入となっているものは主に分納によるもので、貸付先の経営破綻や事業の不振により多額の償還は見込めないため、未収率は高くなっている。

〔過去5年間の未収金額の推移〕

(単位:千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額	227,718	161,830	100,849	103,588	94,116
未 収 金 額	98,074	91,397	86,931	83,925	85,033
(うち滞納繰越)	(98,074)	(83,332)	(86,931)	(83,925)	(80,442)
未 収 率	43.1%	56.5%	86.2%	81.0%	90.3%

エ 監査実施機関

経営支援課、上小地方事務所(商工観光課)、長野地方事務所(商工観光課)

(「オ 未収金回収の取組状況」以下は(9)中小企業高度化資金貸付金の内容と同じ)

(11) 工業振興機械購入資金貸付金(所管部局 商工労働部)

ア 債権の内容

企業の工業設備の近代化を促進するための機械購入に対し貸し付けた資金の償還に係る債権

イ 根拠法令等

工業振興機械購入資金貸付規程

ウ 未収金額の状況

この貸付金制度は昭和49年度末で廃止されている。平成19年度末の未収金額は3,378千円(5件)となっていて年々減少している。貸付先の倒産により滞納が発生して、連帯保証人がわずかであるが毎年返還している1件については、平成21年度に滞納が解消される見込みである。

〔過去5年間の未収金の推移〕

(単位:千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調 定 額	4,034	3,909	3,779	3,624	3,504
未 収 金 額	3,909	3,779	3,624	3,504	3,378
(うち滞納繰越)	(3,909)	(3,779)	(3,624)	(3,504)	(3,378)
未 収 率	96.9%	96.7%	95.9%	96.7%	96.4%

エ 監査実施機関

下伊那地方事務所(商工観光課)

オ 未収金回収の取組状況

(7) 「中小企業高度化資金等債権管理取扱要領」(以下「要領」という。)に基づき、職員2名が他の業務を兼ねながら滞納整理を行っている。

(イ) 督促は滞納発生後に行われていたが、平成13年度から地方事務所に管理が移管されて以降、必ずしも滞納整理が十分に行われていたとはいえない状況である。

(ウ) 滞納整理の実施状況は、滞納整理票により整理されていたが、資産状況等については十分には把握されていない。

(エ) この貸付金は、地方自治法の規定により督促を行い、その後相当の期間を経過してもなお納付されないときは強制執行等の措置をとるべき債権であるが、そのような措置をとった例はない。

カ 問題点・改善点等

この貸付金の制度は既に昭和49年度で廃止されており、現在残っている債権も時効が完成していると思われるものがある。各債権を精査の上、不納欠損の処理が妥当なものについては、その処理を進める必要がある。

(12) 農業改良資金貸付金〔特別会計〕(所管部局 農政部)

ア 債権の内容

農業者が農業経営の改善を目的として、新たな農業部門の経営や農畜産物の加工を開始する場合や、新たな生産、販売の方式を導入することを支援するために貸し付けた資金(農業改良資金)と、新規就農者の就農前の研修や就農の準備、農業経営開始の支援のために貸し付けた資金(就農支援資金)の償還に係る債権

イ 根拠法令等

農業改良資金助成法

長野県農業改良資金貸付規程